

霧島市「学校における業務改善プラン」



令和2年3月

霧島市教育委員会

～ 目 次 ～

1	はじめに	1
2	霧島市の学校職員の勤務実態について	2
3	霧島市「学校における業務改善プラン」の基本方針	5
4	霧島市「学校における業務改善プラン」の具体的取組	5
	(1) 業務環境の改善	
	(2) 学校のチーム体制とサポート体制の構築	
	(3) 教職員の意識改革	
	(4) 教職員の健康の維持・管理	
5	「霧島市 教師の勤務時間の上限に関する指針」	9

1 はじめに

近年の社会情勢の大きな変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。そのことに伴い、学校に求められる役割は増大するとともに、学校だけでは解決できない課題も増えています。

そのような中、学校の業務は増加の一途をたどっており、本来、学校において最も重視しなければならない子供と向き合うための時間や授業の準備、教材研究などの時間が十分に確保できにくい状況もあります。

このような状況を踏まえ、国は「学校現場における業務改善のためのガイドライン ～子供と向き合う時間の確保を目指して～」(平成27年7月)を、鹿児島県教育委員会は「学校における業務改善アクションプラン」(平成31年3月)を策定し、学校における業務改善をより一層推進することとしています。

本市においては、この業務改善に取り組むために、平成30年度から市校長協会や地区中体連会長、市事務職員部会代表、鹿児島県弁護士会、霧島商工会議所誘致企業、市PTA連絡協議会、始良地区医師会産業医、霧島市役所市長部局、教職員団体代表をメンバーとした業務改善推進委員会を設置し、学校からの意見も踏まえながら、積極的な議論を進めてきました。その議論の集約として、この「学校における業務改善プラン」を策定しました。

霧島市では、この中に盛り込まれている各種施策に取り組み、学校の業務改善を推進していきます。

なお、学校の業務改善は、学校の努力だけで成し遂げられるものではなく、一朝一夕で終わるような簡単なものではありません。保護者や地域の方々の御理解・御支援もいただきながら、常に改善策を検討・実行していくことが必要です。

教員が子供としっかり向き合ったり、授業の準備や教材研究を深めたりするなど、教育の質の向上を目指した学校の業務改善の取組に対し、御理解・御支援をいただければ幸いです。

2 霧島市の学校職員の勤務実態について

本市では、平成30年3月から、1週間あたりの時間外業務に携わった時間についての時間外勤務実態調査を3月と10月の年2回行っています。

平成31年3月での調査や平成30年3月の調査から、職種によっては県業務改善アクションプランに示されている月45時間を超過していること、その中でも教頭職については、月107時間も時間外勤務をしているという実態が明らかになりました。また、校種別に見てみると、部活動の多い中学校の時間外勤務の多いことが分かりました。

下記は、令和元年10月に行った時間外勤務実態調査の結果です。

【時間外勤務の調査結果（全体）】

(1) 職種別業務内容一覧

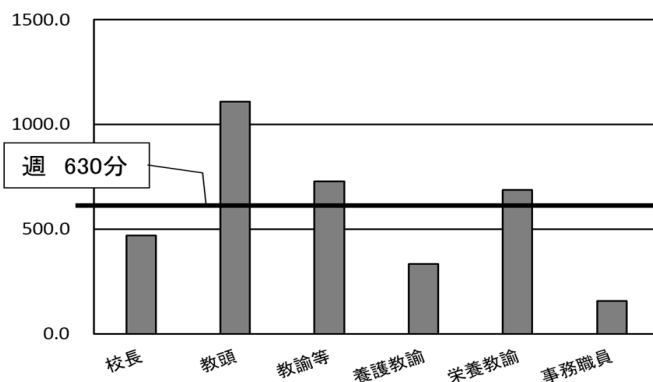
数字は1週間の時間外勤務時間の平均（分）

		校長	教頭	教諭等	養護教諭	栄養教諭	事務職員
①	授業準備	1(5)	10(17)	191(193)	8(11)	55(45)	0(0)
②	問題作成・採点・評価	3(0)	12(11)	77(62)	1(0)	0(4)	0(2)
③	学級・学年・学校事務	32(50)	144(215)	122(132)	78(47)	0(68)	26(18)
④	生徒指導	82(55)	9(38)	22(23)	56(55)	0(20)	0(0)
⑤	学業指導	1(1)	3(1)	40(43)	0(4)	0(0)	0(0)
⑥	進路指導	0(0)	0(0)	12(9)	0(0)	0(0)	0(0)
⑦	部活動指導	3(5)	1(0)	150(127)	25(3)	0(0)	25(8)
⑧	児童会・生徒会	0(0)	1(1)	5(5)	11(14)	0(0)	0(0)
⑨	行事等準備	4(3)	83(71)	46(49)	38(49)	14(8)	2(4)
⑩	各種会議・研修	15(18)	14(38)	17(19)	5(10)	12(51)	1(1)
⑪	報告・調査物	45(43)	342(348)	15(12)	22(4)	23(5)	14(15)
⑫	地域・保護者等への対応	70(90)	84(110)	17(16)	5(10)	0(14)	0(0)
⑬	その他の事務	215(251)	406(442)	14(16)	83(59)	540(401)	89(86)
	週合計	471(522)	1108(1291)	729(705)	333(265)	687(705)	157(134)

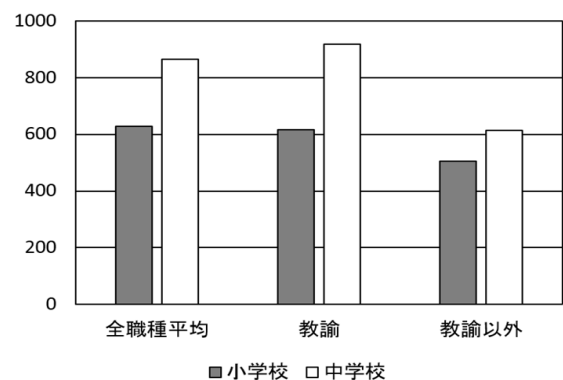
() 内は平成30年度10月調査結果

(2) 職種別及び校種別結果

(分) 職種別調査結果



(分) 校種別調査結果



(3) 教諭の業務内容別調査結果（上位5項目）

【小学校教諭】	617分	【中学校教諭】	919分
1 授業準備	220分	1 部活動指導	404分
2 学級・学年・学校事務	147分	2 授業準備	141分
3 問題作成・採点・評価	89分	3 行事等準備	80分
4 学業指導	50分	4 学級・学年・学校事務	77分
5 行事等準備	25分	5 問題作成・採点・評価	56分

(4) H30.10月調査とR1.10月調査との比較

【小学校教諭】

○減少した6項目のうち上位3項目

学級・学年・学校事務	103分
問題作成・採点・評価	74分
その他の事務	28分

○増加した7項目のうち上位3項目

授業準備	94分
各種会議・研修	5分
学業指導	5分

【中学校教諭】

○減少した2項目

学級・学年・学校事務	72分
問題作成・採点・評価	15分

○増加した9項目のうち上位3項目

部活動指導	79分
授業準備	63分
行事準備等	48分

〈分析〉

（全体の傾向）

- ・ 課題の大きかった教頭職については、昨年度から週当たり約3時間、月当たり約13時間の減少が見られた。
- ・ 業務内容別に見ると、全体の平均では、学級・学年・学校事務が最も減少している。
- ・ 月当たり45時間（週630分）を超えている職種は、依然として教頭、教諭、栄養教諭であるが、栄養教諭は目標に近づきつつある。

（小学校、中学校別での前年度との比較）

- ・ 小中共に、事務作業に関する項目が減少している。
- ・ 小中共に、授業準備が60分以上増加している。
- ・ 中学校においては、依然として部活動の占める割合が大きく、今後も取組を推進していく必要がある。

10月調査においても、3月調査と同様、教頭、教諭、栄養教諭、特に、教頭の時間外勤務、中学校の部活動指導に係る時間外勤務が課題であるといえる。

3 霧島市「学校における業務改善プラン」の基本方針

霧島市の学校における業務改善をとおして、教師が児童・生徒と向き合う時間の確保に努め、教育の質の向上に取り組むとともに、教師自身の生活の質の向上と健康の保持増進を図り、教職人生をより充実したものとする。

4 霧島市「学校における業務改善プラン」の具体的取組

(1) 業務環境の改善

【学校での取組】

〔教育課程・校務分掌の改善〕

学校の職員全員で業務を改善するという意識を高め、職員一人一人が自分の力量を発揮することができるような環境づくりが大切です。

そのため、校時表や会議、行事等を目的と照らした改善や校務分掌の公平分担、担当職員の複数割り振りなどの工夫を行うこと、多忙感のある学年・職員への協力体制づくり等により、業務の簡素化・効率化を図ることが期待できます。

〔学校のルール設定、見直し〕

これまで慣例として行ってきた学校内にあるルールなどを見直したり、新たに設定したりすることは大きな業務改善につながります。例えば、職員会議資料は前日までに配布し、目を通しておくことで会議が効率的に運営できたり、提出物等の期限を厳守するなどのルールを決めることにより、お互いに気持ちよく業務を行ったりすることができます。

〔教材・校務分掌等のデータの共有化〕

ワークシートや資料などの授業教材、校務分掌上必要な書類等を学校内で共有し、活用したり改善を加え蓄積したりすることにより、効率的な授業準備や事務の簡素化が図られ、質の高い授業や校務分掌の事務負担軽減等につながります。

校内にある校務フォルダを活用した分類・整理・保存方法の共通理解を図ることで、授業改善や効率的な事務処理等が推進できます。

〔学校事務支援室の設置〕

霧島市の小中学校に勤務する学校事務職員が、事務・業務を共同で行うことで、より一層の効率化・適正化を進め、学校運営への積極的な支

援や教員の子供と向き合う時間の確保を図り、学校教育の充実に資することを目的として、学校事務支援室を設置し、共同実施を行っています。

事務処理の方法を共有することにより、事務の効率化を図ることができるとともに、相互点検により正確な事務処理を行うことができます。

こうした取組により、生み出した時間等を活用して学校運営にも参画したり、支援したりしながら、学校として行うべき業務の効率化を図っていきます。

【市教委としての取組】

【市の行事の精選】

霧島市教委では、これまでも管理職研修会や養護教諭研修会等の研修会の回数を減らしたり、生徒指導主任等研修会を市生徒指導研究協議会・市校外生活指導連絡会を同日開催にしたりするなど、行事の精選と運営の改善を行ってきました。今後も、行事の目的に照らして、実施回数、時間、方法等の見直しを図り、行事の効率的な実施に努めていきます。

【市の報告文書等の簡素化】

市の学力向上プランや学校訪問資料等の報告については、必要最低限の様式により報告を依頼しています。今後も、報告物や提出物等については、学校に負担をかけることのないよう、報告内容等の精選を図っていきます。

【給食費の公会計化】

現在、国が示した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（令和元年7月）を踏まえ、給食費の公会計化に向けて、調査研究を進めているところです。今後、導入に向けた課題等について全庁的な協議を進めながら、霧島市でも地方公共団体が担うべき業務についての検討を進めていきます。

【校務支援システム】

霧島市全小中学校に出席簿や通知表、指導要録や調査書の作成、成績処理等の各種校務を行う統合型校務支援システムを整備するとともに、このシステムが円滑に活用されるよう、「指導要録・出席簿の電子化に関する手引」を配布し、校務の効率化を推進していきます。また、このシステムを活用することで、児童生徒の保健上や生徒指導上の情報を教師間で共有することも容易となり、個に応じたよりきめ細やかな指導を行うことができます。

〔リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定〕

霧島市では、8月11日から8月17日の7日間を、学校が関係する市や市教育委員会主催の行事及び会議を実施しない「リフレッシュウィーク」として設定しています。この期間には、学校でも行事を組まず、教職員が休暇を取得しやすい環境づくりを推進しています。

また、8月13日から8月15日までの3日間を校内業務や電話対応を含む対外的な業務を行わない「学校閉庁日」として設定しています。この期間は、学校に勤務者を置かず、原則として部活動等の教育活動も行わないこととしています。

保護者をはじめ、地域や関係者の皆様の御理解をお願いします。

(2) 学校のチーム体制とサポート体制の構築

【学校での取組】

〔地域学校協働活動（学校支援活動）の活用〕

霧島市教委では、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりを進めています。講師や授業のお手伝いや登下校の見守り活動、スポーツ活動の指導等、学校や幼稚園からの依頼を受け、学校（幼稚園）運営を支援する活動を行っています。

〔保護者・地域と連携した教育活動の推進〕

保護者の方々には、PTA活動の一環として、朝の立哨指導^{りっしょう}や奉仕作業等、様々な教育活動等に協力をいただいております。今後も子供たちのためにできることはないか互いに協議し、学校、家庭、地域が一体となった子供たちの健全育成を推進していきます。

【市教委としての取組】

〔スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）、かけはしサポーターの配置〕

不登校や問題行動など、問題の生じた学校や要請のあった学校を訪問し、状況に応じ、学校と関係機関の連携を図ったり、家庭など児童生徒を取り巻く環境へ直接働きかけたりするなど、スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）の専門性を生かして諸問題の初期対応や未然防止を図っています。また、かけはしサポーターは、各家庭の訪問や校内の別室で教育相談や学習指導を行い、学校への復帰を支援するとともに、小学校と中学校の「つなぎ」を意識し、小学校から中学校への移行が円滑に進むように児童生徒や学校職員に対して、支援を行っています。

〔いじめ問題対策支援体制の充実〕

いじめ問題については、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応等の様々な対策が行われていますが、未だにいじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国各地で発生しています。

霧島市では、五つの基本認識（「①いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。②ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。③まだ気付いていないいじめがある。④いじめを1件でも多く察知・発見し、1件でも多く解決する。⑤いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」）を基本的な考え方として、いじめの防止等に努めています。

また、いじめについては、いじめ問題対策支援体制の充実を図るため、専門相談員を市教育委員会に常駐させ、いじめについての相談や早期発見、いじめへの対処等について学校と連携していじめの防止、解消に取り組んでいます。

〔外国語指導助手（ALT）・外国語活動等支援員（AEA）の配置〕

小学校高学年の外国語科や中学年の外国語活動、中学校英語科の指導において、英語に親しみ、外国の生活や文化に対する興味、関心を高めるとともに、音声によるコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、外国語指導助手（ALT）・外国語活動等支援員（AEA）を配置しています。

〔特別支援教育支援員の配置〕

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラムなど特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級で、適切な教育活動が行えるよう特別支援教育支援員を配置しています。

(3) 教職員の意識改革

【学校での取組】

〔校内研修の充実〕

職員の業務改善の意識を高めるために、職場環境等の改善について、校内研修等で意見交換を行うことが大切になります。また、そこで出された意見を、生かすことができないか検討し、実践へとつなげていくことにより、業務改善はより一層進んでいくと考えられます。

【市教委としての取組】

〔管理職研修会、教育講演会での研修〕

職員が働きやすい環境をつくるために、管理職としてどのような手立てが必要か協議を行ったり、外部講師を招聘し、業務改善につながる講話を行ったりするなど、職員の意識改革が図られるよう、管理職研修会等でも取り組んでいきます。

(4) 教職員の心身の健康の維持・管理

【学校での取組】

〔職員への働きかけ〕

同僚や上司から、校務遂行についてのアドバイスやねぎらいの言葉などは、励みになるものです。管理職は職員の業務について点検し、声かけをするとともに、職員同士のつながりへの支援をすることにより互いに気持ちよく業務を進めることができます。

【市教委としての取組】

〔きりしまEネットによる勤務時間管理〕

鹿児島県教育委員会は、「教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定し、上限の目安時間として、在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、1か月45時間、年間360時間を超えないようにするとしています。霧島市は、きりしまEネットを活用し、県と同様の時間を上限として、勤務時間を管理を行っていきます。

各学校の管理職が職員の勤務時間を把握するとともに、勤務時間が長くなってしまふ際には、業務の見直し等の工夫を行っていく必要があります。

〔ストレスチェック〕

霧島市では、年に1回、職員全員を対象としたストレスチェックを行っています。ストレスの度合いが高い職員に対しては、医師の面接指導を紹介したり、集団分析を行い、職員のもつストレスを軽減できるような手立てを講じたりしています。

「霧島市 教師の勤務時間の上限に関する指針」

文部科学省は、平成31年1月に、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。また、鹿児島県教育委員会においても、平成31年3月、文部科学省上限ガイドラインを参考に、「教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定し、学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めています。

これらを踏まえ、霧島市教育委員会においても、「霧島市 教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定します。

1 本指針の対象者

本指針は、霧島市内に勤務する「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象としています。

2 勤務時間の上限の目安時間

(1) 本指針による「勤務時間」の考え方

教師等が校内に在籍している在籍時間を対象とすることが基本
(加えるもの)

- ・ 職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等職務に従事している時間

(省くもの)

- ・ 休憩時間や所定の勤務時間外に自らの判断に基づいて行う自己研鑽の時間、その他業務外の時間

(2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在籍時間等の総時間から、「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在籍等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、1年間の在籍等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② 1か月の在籍等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、各月の在籍等時間の総時間から、各月の条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

霧島市では、上限の目安時間を超えないようにするために、きりしまEネットを活用して、職員の勤務時間の管理を行っていきます。